

令和 7 年度山形県専門コース別研修（意思決定支援）実施要領

1 目 的

地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得することにより、相談支援に従事する人の資質の向上並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、相談支援専門員及びサービス管理責任者等の質の向上を図ることを目的とします。

なお、本研修の修了は、相談支援専門員・サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事するために必須ではありません。

2 主 催 山形県

3 主 管 社会福祉法人山形県社会福祉事業団

4 受講対象者

- (1) 現在山形県内の事業所において相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事している方
- (2) 現在山形県内の事業所において管理者（相談支援従事者研修（初任者研修、現任研修）修了者、サービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修（実践研修、更新研修）修了者に限る）として従事している方
- (3) 現在山形県内の事業所において勤務する方（相談支援従事者研修（初任者研修、現任研修）修了者、サービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修（実践研修、更新研修）修了者に限る）

5 研修日程、会場

開催日：令和 7 年 12 月 5 日（金）

会 場：山形県庁 講堂 2 階（山形市松波二丁目 8 番 1 号）

詳細は受講決定時にお知らせします。

6 研修カリキュラム

詳細は受講決定後にお知らせします。

7 受講申込

(1) 申込に係る注意事項

- ◇ 申請内容を基に受講決定を行いますので、必要事項の漏れのないよう、かつ、可能な限り具体的に記載してください。
- ◇ 同一事業所から複数名の申込みを行う場合は、必ず優先順位を付してください。
- ◇ 書類様式を変更した申込は無効となりますので御注意ください。
- ◇ 受講決定後の受講者の変更はできません。
- ◇ 車椅子の利用、手話通訳の必要性等事前に配慮を要することがありましたら、電子申請の入力項目に御記入ください。なお、詳細を確認するため直接連絡させていただく場合がありますので、御了承ください。事前に申出がない場合は、受講に必要な配慮・対応ができないことがありますので御了承ください。

(2) 申込方法

山形県ホームページに掲載の申込フォーム（やまがた e 申請 山形県電子申請サービス）より申込みをしてください。

受講希望者 1 名につき 1 回の電子申請が必要です。

【重要】

電子申請の完了後、「申込完了」のメッセージ、「整理番号」「パスワード」が表示されます。（参考資料「電子申請の手順⑦申込完了」）また、案内通知送付先メールアドレス宛に受講希望者毎に【申込完了通知メール】が自動発信されます。画面に表示されない場合、メールが届かない場合申込が完了していない可能性があります。申込期限までに手続きを行わなかった場合（申込手続きが正常に完了していない場合を含む）や、申込内容に不備があった場合には、受講者として決定しません。

電子申請の流れ

「電子申請の手順」を参照してください。

- ① 「令和7年度山形県専門コース別研修（意思決定支援コース）の開催について」

<https://www.pref.yamagata.jp/090004/kenfuku/shogai/gyoji/kenshuu/senmoncoursebetukensyu.html>

「申込方法」にあるURLリンクをクリックしてください。

または、

「やまがたe申請 山形県電子申請サービス」

https://apply.e-tumo.jp/pref-yamagata-u/offer/offerList_initDisplay

「手続き検索」の中から、「令和7年度山形県専門コース別研修（意思決定支援）受講申込」をクリックしてください。

- ② **利用者登録せずに申し込む方はこちら** をクリックし、説明を読んで手続き内容を確認し、利用規約に同意した場合、**同意する** をクリックしてください。

※ 利用者登録をせずに申し込むことができます。

- ③ 連絡先メールアドレスを入力し、**完了する** をクリックすると、折り返し、入力したメールアドレス宛に申込フォームのURLが送信されます。

※ 迷惑メール対策やURLリンク付きメールを拒否する設定等を行っている場合は、解除してください。

- ④ URLから申込フォームにアクセスし、必要事項を入力してください。

※ 氏名及び生年月日は修了証書に記載するため、正確に入力してください。

※ メールが届かない場合は、申込が完了していない場合があります。

※ システムメンテナンスや通信障害等により利用を停止する場合があります。電子申請は早めに手続きしてください。

- ⑤ 申込完了後は自動返信メールが届きます。このメールに整理番号とパスワードが記載されているので、研修が終了するまで削除しないようお気を付けください。

【申込内容を確認する場合】「**申込内容の確認方法・申込内容の修正**」を参照してください。

トップページから **申込状況確認** を選択し、メールに記載されている整理番号とパスワードを入力してください。

申込内容照会：https://apply.e-tumo.jp/pref-yamagata-u/inquiry/inquiry_initDisplay

【申込内容を修正する場合】

申込状況確認 メニューから、修正を行う申込の処理状況を確認し、「**修正する**」ボタンをクリックして、申込情報を変更します。

※注意事項※

修正を行うには、処理状況が **【処理待ち】** もしくは **【返却中】** の申込に限られます。

申込期限後の修正はできませんので、御注意ください。

必要書類等（以下の①～②に該当する方のみ提出が必要です。）

- ① **山形県以外で研修を修了した場合**

相談支援従事者研修（初任者研修、現任研修、主任研修）、サービス管理責任者研修（または児童発

達支援管理責任者研修）（更新研修、実践研修、基礎研修）の修了証書の写し
（なお、山形県主催の研修を修了された方は不要です。）

② 研修修了時から氏名が変更となっている方

電子申請の入力フォームにその旨を入力し、氏名変更があったことを証明する書類を提出してください。
（例：研修修了時の氏名が記載されている運転免許証のコピー、住民票の写し等）

①または②に該当する場合、申込締切日まで必要書類等を郵送してください。

《送付先》

〒990-0057 山形市宮町一丁目3番36号

社会福祉法人山形県社会福祉事業団事務局 事業調整課 宛

『専門コース別研修添付書類 在中』と記載してください。

（令和7年10月31日（金）消印有効）

(2) 申込締切日

電子申請：令和7年10月31日（金）17時00分まで手続き完了

※ 電子申請はそれ以降のアクセスは一切できません。また、期限を過ぎてからのお申し込みは全て無効となります。時間に余裕をもってお申し込みください。

※ 締切を過ぎたお申し込みは、いかなる事情があっても受付しませんので、御注意ください。

(3) 定員 72 人

定員を超える申込があった場合は、次の点を考慮して選定します。

- ・ 現在相談支援専門員、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者として従事されている方
- ・ 同一事業所から複数名申込がある場合は、優先順位の高い方

※ 申し込み状況により、同一事業所あたり上位1位のみの受講とさせていただくこともありますので予め御了承ください。

先着順ではありません。

(4) 受講可否の決定通知は、令和7年11月中旬に郵送で通知する予定です。

ただし、応募及び選考状況により遅れる場合もありますので、あらかじめ御了承願います。

なお、選考結果に関するお問合せには一切お答えできませんので、御了承ください。

8 研修受講にあたっての注意事項及び留意事項

- ◇ 地震等やむを得ない事情以外の理由による遅刻は一切認めません。通勤時間帯による混雑や天候等を考慮の上、余裕を持って御来場ください。
- ◇ 遅刻や離席（15分以上）をした場合、欠席とします。なお、途中退席も15分以上は欠席とみなします。翌年度以降受講する場合、全日程受講が必要となります。科目の免除はありません。
- ◇ 入所施設等で従事されている方もおられますので、受講の際にはマスク着用等の御協力をお願いします。発熱・咳等の症状があるなど体調の悪い方は、研修の受講をお控えいただく場合があります。
- ◇ 会場内の空調設備の微調整が難しいため、必要に応じて上着や膝掛け等を着用による等対応や水分の御用意を各自お願いいたします。

9 自然災害の発生時と対応について

自然災害発生の影響により、主催者において研修の実施が不可能と判断した場合、後日主催者において指定する日に振り替えることがあります。延期・中止の際の詳細はホームページにてお知らせします。

自然災害により出席が困難となった場合は、山形県障がい福祉課もしくは山形県社会福祉事業団あて御連

絡ください。

10 修了証書

全科目（講義、演習も含む）を修了した方には山形県知事による修了証書を交付しますが、次に該当する方については交付しないことがありますので御注意ください。

- ◇ 私語、居眠り等著しく受講態度が悪いと判断した場合（研修とは関係のない携帯電話、スマートフォン等の使用等を含む）
- ◇ 研修内容の理解に欠け、獲得目標水準に達することが著しく困難と判断される場合
- ◇ 受講申込の内容に虚偽があった場合又は受講に対し不正行為があった場合は、修了証書交付後であっても受講を取り消す場合があります。

11 その他

- (1) 研修の受講料として1名につき2,700円を申し受けます。（徴収方法は受講決定時に連絡します。）
なお、研修の受講料はいかなる理由があっても返金しません。
- (2) 旅費等の研修にかかる費用は、各所属において負担してください。
- (3) 会場については、駐車スペースに限りがありますので可能な限り公共交通機関を利用されるか、乗り合わせに御協力いただきますようお願いします。
- (4) 受講者に関する個人情報、研修の受講名簿の作成、履修状況管理、研修修了後の修了証書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用させていただきます。
- (5) なお、研修の開催に際し変更があった場合には下記URL（山形県ホームページ）に掲載しますので、適宜御確認ください。

<https://www.pref.yamagata.jp/090004/kenfuku/shogai/gyoji/kenshuu/senmoncoursebetukensyu.html>

《研修の内容（受講料振込等）、電子申請以外の受講申込に関する問い合わせ》

〒990-0057 山形市宮町一丁目3番36号

社会福祉法人山形県社会福祉事業団事務局 事業調整課

TEL 023-623-9127 FAX 023-623-9123

電話受付時間：平日 9時～17時00分（12時～13時を除く）

《受講申込（電子申請）、研修制度（資格要件等）に関する問い合わせ》

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

山形県健康福祉部障がい福祉課 事業指導・医療的ケア児支援担当：遠藤、綿貫

TEL 023-630-2148 FAX 023-630-2111

電話受付時間：平日 9時～16時30分（12時～13時を除く）